

第4回市場検証会議以降の取組(報告)

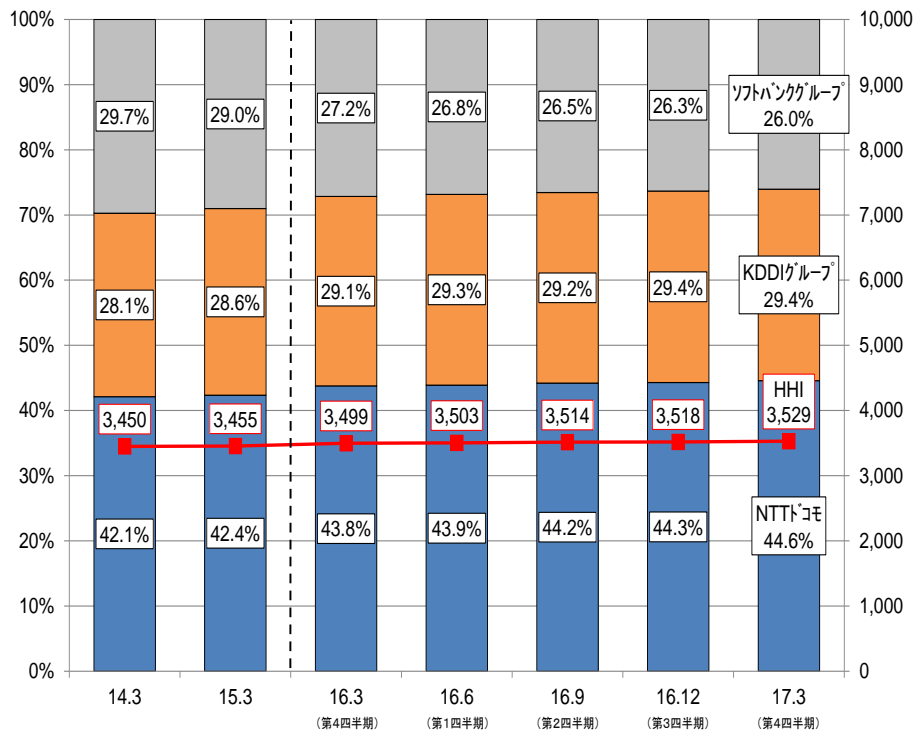
平成29年6月30日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

1 移動系通信分野の公表情報の充実

移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移

【変更前】

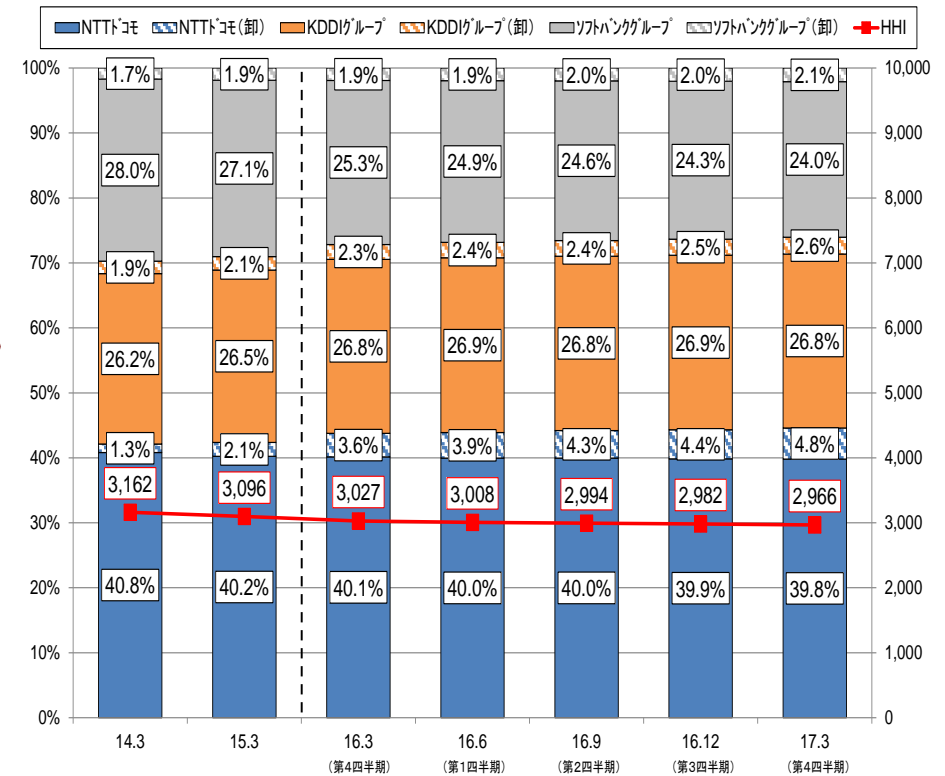
MNOのシェアについて、MVNOへの提供分も含めたもの。



注1: 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。
 注2: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3まで)及びWireless City Planningが含まれる。

【変更後】

MNOのシェアからMVNOへの提供分を除外し、MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算したもの。

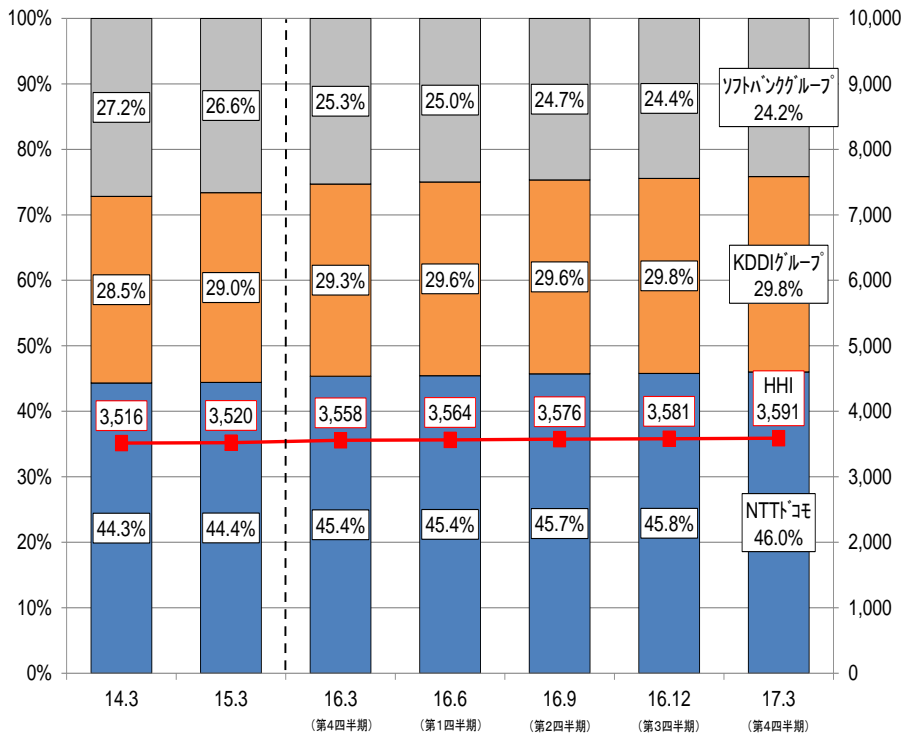


注1: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注2: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3まで)及びWireless City Planningが含まれる。
 注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(卸)」と付記して示している。次頁において同じ。
 注4: HHIはMVNOのシェアを全て合算して算出している。次頁において同じ。

携帯電話の契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移

【変更前】

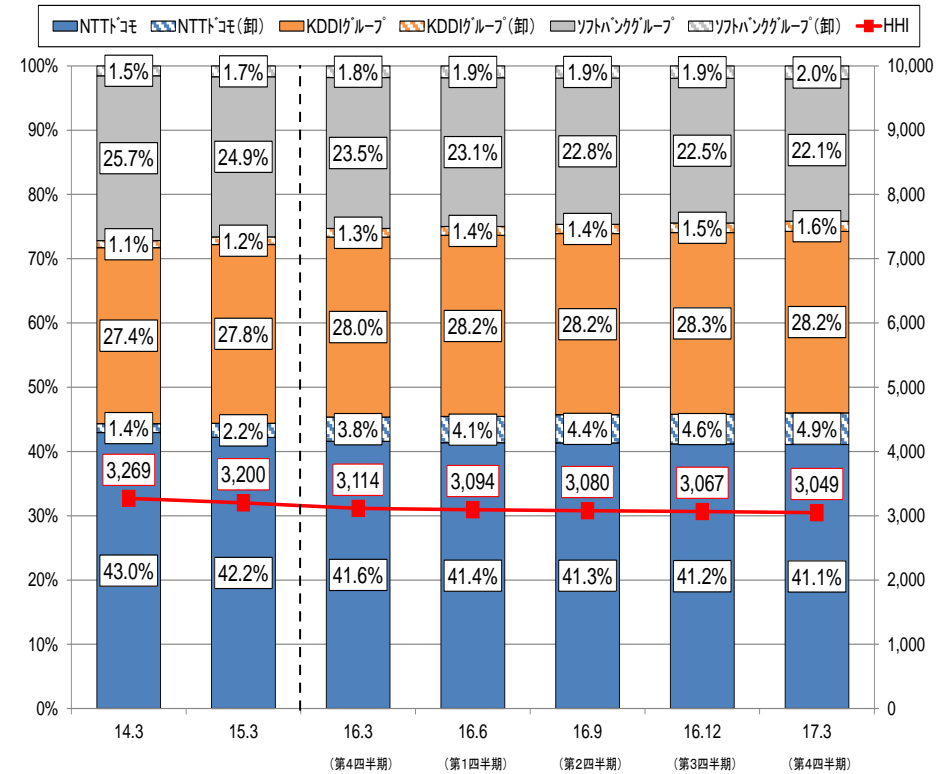
MNOのシェアについて、MVNOへの提供分も含めたもの。



注1: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注2: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク及びワイモバイル(15.3まで)が含まれる。

【変更後】

MNOのシェアからMVNOへの提供分を除外し、MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算したもの。



注1: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注2: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク及びワイモバイル(15.3まで)が含まれる。

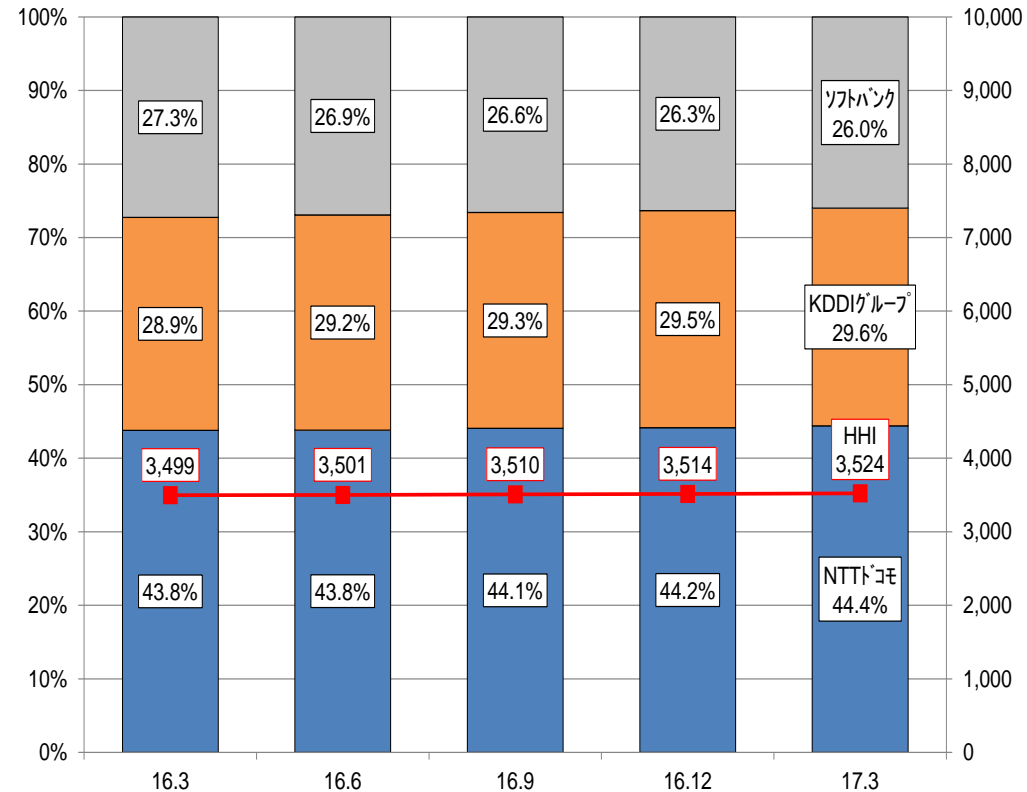
MNOサービス市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移

【変更前】

非公表

【変更後】

MNOサービス市場の事業者別シェアを新たに公表。



注: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。

【変更前】

非公表

【変更後】

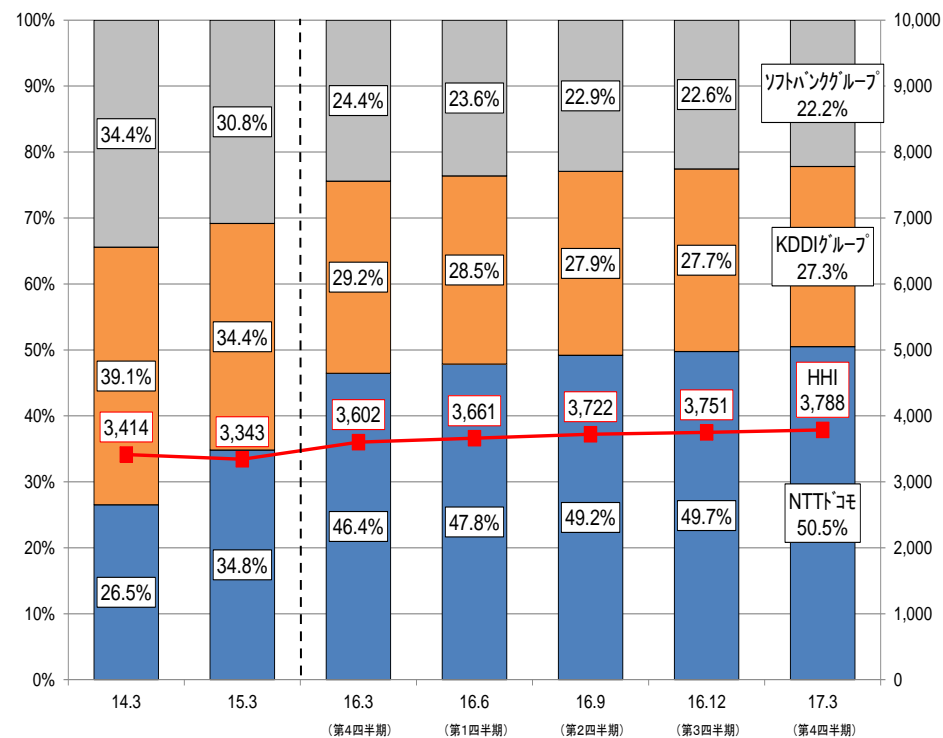
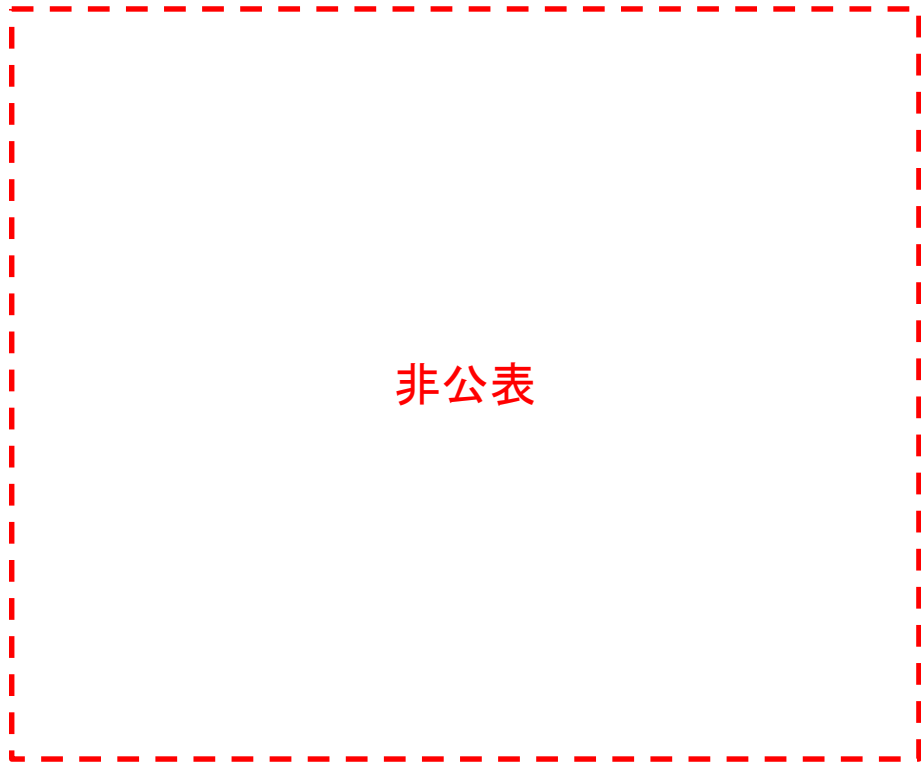
契約数が3万以上のMVNOにおけるSIMカード型の契約数の事業者別シェアについて、主なMVNOのシェアを新たに公表

- SIMカード型の契約数における事業者別シェアは、インターネットイニシアティブが最も高く14.8%。
- その他の主なMVNOのシェアは、NTTコミュニケーションズが12.9%、ケイ・オプティコムが7.6%、ソニーネットワークコミュニケーションズが5.5%。

【変更前】

【変更後】

MNOにおけるMVNOへの提供に係る契約数のシェアを新たに公表。



注1: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注2: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3まで)及びWireless City Planningが含まれる。

2 業務の状況等の確認結果を踏まえた取組

- 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果を踏まえ、モバイル市場の公正競争環境の向上に必要な省令改正等を行う。

MVNOから挙げられた主な課題	対応の方向
接続料の算定根拠が不透明	接続料の算定根拠情報の開示を義務化
回線管理機能の料金の算定方法が不明で公正妥当性に疑問	回線管理機能（端末の認証等に係る機能）の料金の接続約款への記載を義務化するとともに、算定方法を定め、算定根拠の届出を義務化
SIMカード料金の算定方法が不明で公正妥当性に疑問	SIMカードの料金について、種類ごとの機能・料金の接続約款への記載を義務化するとともに、料金の算定方法を定め、算定根拠の届出を義務化／SIMカードの機能・料金の卸契約届出を義務化
回線管理システムの契約条件が公表されておらず公正妥当性に疑問	役務の利用開始等を行う標準的な回線管理システムの機能と料金の接続約款への記載を義務化／回線管理システムの機能・料金の卸届出を義務化
SIMカードや回線管理システムへの機能追加に係る情報開示が不十分	SIMカード及び回線管理システムへの機能追加があった場合の追加機能の情報開示を義務化
網改造料（接続料の一種）の妥当性が疑問、接続約款に記載されず裁量が多い	網改造料の個別の算定方法の接続約款への記載を義務化／網改造料の見込み額の開示を義務化
工事費の工事当たりの支払額の予見性がない	頻度の高い工事について、工事当たりの単価の接続約款への記載が必要である旨を明確化
端末接続試験料金が非開示のことがある	端末接続試験の標準的な料金の開示を義務化
MNO網の障害情報の通知が不十分	MNO網の障害情報のMVNOへの通知責任の接続約款への記載を義務化
当年度精算の基準が不透明	当年度精算の在り方を検討
MNOによる端末設定によりMVNOで支障が発生、テザリングが使えない	MNOが改善に取り組まない場合、業務改善命令の対象となる場合があることを示し、今後の協議状況に応じ、考え方の明確化を検討
MNOが再卸に制限を設ける懸念	再卸制限がある場合に見直しが必要であることを示し、見直し状況を注視
MNOがグループ内優遇をしている懸念	卸契約において接続約款と同等の単価が設定されているが、料金等が不当な競争を引き起こすものとならないかを注視

6/24意見募集開始
年内に制度整備

夏以降、検討開始

注視を継続

第4回市場検証会議における報告内容

確認結果	対応方針
<p>○ 利用者が事業者変更する際にIP電話番号の継続利用を可能とする手法を用いた営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部のMNOが、他の卸先事業者のサービスから自社サービスに移行しようとする利用者のIP電話番号の継続利用を可能とする手法※1を用いた営業活動を行っているところ、当該手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせているとの指摘や、利用者が他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話※2番号の継続利用が可能となることが望ましいとの指摘があった。 <p>※1 現在、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話番号の継続利用は実現されていない(FTTH事業者を変更した場合には、新規契約となり、IP電話の電話番号や顧客IDは変更となる)が、FTTH事業者を変更する際に、利用者の電話番号がNTT東西の加入電話による発番である場合は、一旦、電話契約をNTT東西の加入電話に戻した上でFTTH事業者を変更することにより、現状では実現されていないIP電話番号の継続利用が可能となる。</p> <p>※2 卸先事業者がNTT東西から卸電気通信役務の提供を受けてFTTHと併せて提供するひかり電話(光IP電話)</p>	<p>○左記の手法により自社サービスへの移行を促す営業活動については、FTTH事業者の変更を希望する利用者において、自分の電話番号を継続利用したいというニーズに応えるものであり、当該手法自体が直ちに問題となるものではないと考えられる。</p> <p>○しかしながら、卸先事業者が行う左記の手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせるものであること、また、IP電話番号の継続利用が可能となることで利用者利便の向上並びに卸先事業者間の競争の促進に資することから、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話番号の継続利用の実現に向けた検討が行われるよう、NTT東西も参加する業界団体の委員会等に対して要請するとともに、検討状況を注視していく。</p>



- 平成29年6月20日に開催された業界団体の委員会((一社)テレコムサービス協会「FVNO委員会」)において、検討を要請。